

平成31年第1回那須塩原市議会定例会

議事日程（第7号）

平成31年3月15日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第20号 那須塩原市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定について
議案第21号 組織機構改革に伴う関係条例の整備について
議案第23号 那須塩原市税条例の一部改正について
議案第24号 那須塩原市公民館条例の一部改正について
議案第25号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について
議案第26号 那須塩原市農業集落排水事業条例の一部改正について
議案第27号 那須塩原市もみじ谷大吊橋条例の一部改正について
議案第28号 那須塩原市もの語り館条例の一部改正について
議案第29号 那須塩原市塩原温泉華の湯条例の一部改正について
議案第30号 那須塩原市塩原温泉家族旅行村条例の一部改正について
議案第31号 那須塩原市温泉公園条例の一部改正について
議案第32号 那須塩原市営駐車場条例の一部改正について
議案第33号 那須塩原市都市公園条例の一部改正について
議案第34号 那須塩原市水道事業の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について
議案第35号 契約の締結について
議案第37号 那須塩原市新庁舎建設基本計画について
議案第38号 那須塩原市電子市役所計画について
議案第39号 那須塩原市自殺対策計画について
議案第40号 那須塩原農業振興地域整備計画について
議案第41号 那須塩原市小中学校適正配置基本計画（第二段階）について
議案第42号 那須塩原市いじめ防止基本方針の改定について
陳情について
(各委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算
議案第11号 平成31年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
議案第12号 平成31年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算
議案第13号 平成31年度那須塩原市介護保険特別会計予算
議案第14号 平成31年度那須塩原市下水道事業特別会計予算

- 議案第 15 号 平成 31 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 16 号 平成 31 年度那須塩原市温泉事業特別会計予算
議案第 17 号 平成 31 年度那須塩原市墓地事業特別会計予算
議案第 18 号 平成 31 年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算
議案第 19 号 平成 31 年度那須塩原市水道事業会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 議案第 43 号 平成 30 年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 7 号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 議案第 44 号 契約の締結について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 議案第 45 号 契約の締結について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 6 報告第 7 号 専決処分の報告について [損害賠償の額の決定及び和解]
(報告)
- 日程第 7 報告第 8 号 専決処分の報告について [損害賠償の額の決定及び和解]
(報告)
- 日程第 8 報告第 9 号 専決処分の報告について [損害賠償の額の決定及び和解]
(報告)
- 日程第 9 発議第 1 号 那須塩原市議会取組実行計画について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 10 発議第 2 号 議員の派遣について
(採決)

出席議員（26名）

1番	山形紀弘	議員	2番	中里康寛	議員
3番	田村正宏	議員	4番	星野健二	議員
5番	小島耕一	議員	6番	森本彰伸	議員
7番	齊藤誠之	議員	8番	星宏子	議員
9番	佐藤一則	議員	10番	相馬剛	議員
11番	平山武	議員	12番	大野恭男	議員
13番	鈴木伸彦	議員	14番	松田寛人	議員
15番	櫻田貴久	議員	16番	伊藤豊美	議員
17番	眞壁俊郎	議員	18番	高久好一	議員
19番	相馬義一	議員	20番	齋藤寿一	議員
21番	君島一郎	議員	22番	玉野宏	議員
23番	金子哲也	議員	24番	吉成伸一	議員
25番	山本はるひ	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長職務 代理者副市長	片桐計幸	教育長	大宮司敏夫
企画部長	藤田一彦	企画政策課長	松本仁一
総務部長	山田隆	総務課長	田代宰士
財政課長	田野実	生活環境部長	鹿野伸二
環境管理課長	五十嵐岳夫	保健福祉部長	田代正行
社会福祉課長	板橋信行	子ども未来 部 長	富山芳男
子育て支援 課 長	相馬智子	産業観光部長	小出浩美
農務畜産課長	八木沢信憲	建設部長	稲見一美
都市計画課長	大木基	上下水道部長	磯真
水道課長	黄木伸一	教育部長	小泉聖一
教育総務課長	平井克巳	会計管理者	高久幸代
選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局 長	増田健造	農業委員会 事務局 長	久留生利美

西那須野 後藤 修
支所長

塩原支所長 宇都野 淳

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 石塚 昌 章

議事課長 小平 裕 二

議事調査係長 関根 達 弥

議事調査係 鎌田 栄 治

議事調査係 室井 良 文

議事調査係 磯 昭 弘

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（君島一郎議員） おはようございます。

散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26名であります。

去る3月9日に病氣療養中でありました君島市長がご逝去されました。ご逝去されました君島市長に対し哀悼の意をあらわすとともに、心からご冥福をお祈りするため1分間の黙祷をささげたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

黙祷。

〔黙祷〕

○議長（君島一郎議員） 黙祷をお直りください。

ご着席ください。

ここで申し上げます。

NHK及び下野新聞報道記者から写真等の撮影及び録音の申し出がありました。那須塩原市議会傍聴規則第7条の規定により、これを許可しました。

—————◇—————

◎議事日程の報告

○議長（君島一郎議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

—————◇—————

◎追加議案の取り扱いについて

○議長（君島一郎議員） ここで、3月13日に議会運営委員会が開催されておりますので、追加議案の取り扱いについて議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、24番、吉成伸一議員。

〔議会運営委員長 吉成伸一議員登壇〕

○議会運営委員長（吉成伸一議員） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会における追加議案の取り扱いを協議するため、3月13日、第4委員会室において委員8名、正副議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

本定例会の追加議案は、初日の委員長報告で既に追加予定として報告いたしました一般会計補正予算（案）1件、契約の締結案件2件及び損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分報告案件3件、議会から議員の派遣についての1件のほかに、新たに那須塩原市議会取組実行計画が提出されます。この議案の取り扱いについては、本日、即決扱いといたします。

以上が議会運営委員会における審査の結果であります。議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

○議長（君島一郎議員） 報告が終わりました。

ただいまの報告について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

追加議案の取り扱いについては、議会運営委員長報告のとおりとすることでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、追加議案の取り扱いについては議会運営委員長の報告のとおりといたします。

◇

◎議案第20号及び議案第21号、
議案第23号～議案第35号、
議案第37号～議案第42号並
びに陳情の各常任委員長報告、
質疑、討論、採決

○議長（君島一郎議員） 初めに、日程第1、議案第20号及び議案第21号、議案第23号から議案第35号までの条例案件及び契約案件、議案第37号から議案第42号までの計画案件の21件並びに陳情についてを議題といたします。

ただいま申し上げました議案21件並びに陳情については、関係委員会に付託してあります。各委員長は一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。
7番、齊藤誠之議員。

〔総務企画常任委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○総務企画常任委員長（齊藤誠之議員） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務企画常任委員会の報告を行います。

総務企画常任委員会の審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

平成31年第1回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件7件、計画案件1件であります。

これらの案件を審査するため、去る3月5日から7日までの3日間、第1委員会室において委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、企画部企画政策課所管の議案第21号

組織機構改革に伴う関係条例の整備について申し上げます。

委員から、那須塩原クリーンセンターの職員配置は条例の改正によって変わるのかとの質疑があり、執行部からは、従来は現業の職員が那須塩原クリーンセンターに勤務していたが、その分の職員は、他の部署に配属となる予定であるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第21号 組織機構改革に伴う関係条例の整備については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、総務部課税課所管の議案第23号 那須塩原市税条例の一部改正について申し上げます。

委員から、今回の条例の一部改正によって具体的にどれぐらいの減免になるのかとの質疑があり、執行部からは、軽自動車税の減免については、どの車種が何%に該当し金額で幾らになるというのは示されていない状況であるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第23号 那須塩原市税条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、塩原支所産業観光建設課所管の議案第27号 那須塩原市もみじ谷大吊橋条例の一部改正についてから議案第31号 那須塩原市温泉公園条例の一部改正についてまでの5件について申し上げます。

これら5件の議案については、利用料金制導入に伴う塩原地区観光施設関係条例の一部改正となるため、一括して審査を行いました。

委員から、指定管理者の利用料金制度の導入にあわせた規則やマニュアル等は策定されているのかとの質疑があり、執行部からは、マニュアル等については、現在、内部で調整中であり今後策定を予定しているとの答弁がありました。

また、委員から、利用料金制度を導入することにより指定管理者が企業努力し、より魅力的な施設になることに期待を込めて賛成をすとの賛成討論がありました。

審査の結果、議案第27号 那須塩原市もみじ谷大吊橋条例の一部改正についてから議案第31号 那須塩原市温泉公園条例の一部改正についてまでの5件については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、企画部シティプロモーション課所管の議案第38号 那須塩原市電子市役所計画について申し上げます。

委員から、計画書26ページに「ICTを活用した議会活性化の取組としてタブレット端末を導入し」とあるが、3年間の計画期間中に執行部もタブレット端末を導入することが含まれているのかとの質疑があり、執行部からは、議会側のみであり執行部は含まれていない、3年後の計画改定の段階で明確に位置づけていきたいとの答弁がありました。

質疑終了後、吉成副委員長から動議があり、修正案が提出されました。修正案の内容は、計画書26ページ、「イ. 議案書電子化及びタブレット端末の導入」を「イ. タブレット端末の導入の検討」に、また、「ICTを活用した議会活性化の取組として、タブレット端末を導入し」を「ICTを活用した取組として、タブレット端末の導入を検討し」と改めるもので、理由としては、議会側だけでなく執行部におけるタブレット端末について明記し、導入の方向性を明確化するものであるとの説明がありました。

審査の結果、議案第38号 那須塩原市電子市役所計画についてに対する修正案及び修正案の部分を除く原案については、全員異議なく、可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（君島一郎議員） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。
9番、佐藤一則議員。

〔福祉教育常任委員長 佐藤一則議員登壇〕

○福祉教育常任委員長（佐藤一則議員） 皆様、おはようございます。

福祉教育常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成31年第1回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件2件、計画案件2件、その他の案件1件と陳情1件であります。

これらの案件を審査するため、去る3月5日から8日の4日間、第4委員会室において委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、教育部生涯学習課所管の議案第24号 那須塩原市公民館条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、地方公務員法の改正に伴う条例改正であり、法改正により厳格化されるのは平成32年度からであるのに条例改正を平成31年度に行う理由は何かとの質疑があり、執行部からは、副館長、分館長の2年の任期が今年度末で終了するためであるとの答弁がありました。

以上の審査の結果、議案第24号 那須塩原市公民館条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部国保年金課所管の議案

第25号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、被用者保険等保険者を代表する委員1名を追加することだが、どのように選出するのかとの質疑があり、執行部からは、都道府県ごとに設置されている被用者保険等連絡協議会に推薦を依頼するとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第25号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部社会福祉課所管の議案第39号 那須塩原市自殺対策計画について申し上げます。

委員からは、若年層にはSNSを利用した相談が有効と言われているが、SNSを利用した相談窓口について議論されたのかとの質疑があり、執行部からは、SNSの取り組みは必要であると認識しているが、本計画は基本的な取り組みを記載しているため個別的な取り組みは盛り込んでいない。なお、来年度以降の推進委員会の中では、SNSの取り組みを前向きに検討していく考えであるとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、このSNSの取り組みは栃木県の自殺対策計画の中に位置づけられているのかとの質疑があり、執行部からは、県の自殺対策計画には若者の特性を踏まえ、インターネットやSNS等の多様な手段を活用した対策を講じていく必要があると位置づけられており、また、施策としてSNS等の多様な手段を活用した対策を講じるとともに、情報モラル教育やフィルタリングの普及等を推進するとされているとの答弁がありました。

質疑終了後、星副委員長から動議があり、修正案が提出されました。修正案の内容は、自殺対策計画書36ページに「SNS等を活用した相談窓口

設置に向けて調査・研究します」という文言を加えるもので、理由は、SNSの取り組みを計画の中に記載することにより取り組みが明確化されるというものであります。

修正案に対して委員より、SNSを活用した相談窓口の具体的な事例はあるのかとの質疑があり、修正案提出者からは、NPO法人への業務委託や専門家を非常勤職員としている自治体があるとの答弁がありました。

修正案に対する討論では、委員から、この計画に対してパブリックコメントなど意見する機会はいずれもあつた。また、執行部からは、この計画は大枠を示したもので、SNSを含む個別の取り組みについては運用の中で考えていくとの答弁があつた。さらに、SNSには危険な部分もある。修正案はSNSを活用した相談窓口の設置という非常に具体的なものであり、これを計画にうたうことには賛成できないとの反対討論があつた。

挙手による採決の結果、議案第39号に対する修正案は賛成少数で否決されました。

その後、原案に戻つての採決の結果、議案第39号 那須塩原市自殺対策計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、教育部教育総務課所管の議案第41号 那須塩原市小中学校適正配置基本計画（第二段階）について申し上げます。

委員からは、本計画期間中においては通学区域の見直しを行わないとしている考えを伺うとの質疑があり、執行部からは、学区の再編も検討したが、地域のコミュニティーの関係もあり人数の視点だけで見直しを行うことは難しいとの議論がなされた。現状として見直しは考えていないが、支障があるのであれば、学区の見直しは必要ないと考えていないとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第41号 那須塩原市小中学校適正配置基本計画（第二段階）については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、教育部学校教育課所管の議案第42号 那須塩原市いじめ防止基本方針の改定について申し上げます。

委員からは、いじめる側に認識がない一方で、被害者は非常に深刻に受けとめている場合について、この方針にはどう盛り込まれているのかとの質疑があり、執行部からは、いじめの定義を当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうと明示した。苦痛を感じているものはいじめと捉え、丁寧な対応が必要である。当事者間で既に解決している場合でも、いじめとして捉え、いじめという言葉を使わなくても加害者を指導することは必要であると捉えているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第42号 那須塩原市いじめ防止基本方針の改定については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、陳情第1号 精神障害者に身体・知的障害者同等の福祉サービスの適用を求める陳情書について申し上げます。

本陳情の審査のため、陳情者の植村健一氏を参考人として招致し、趣旨説明を求めた後、質疑を行いました。

参考人に対する質疑において、委員からは、精神障害者とは、全ての精神障害者の方を想定しているのかとの質疑があり、参考人からは、全てではなく主に1級、2級の方と考えている。スタートとして1級のみからでも対応していただければありがたいと考えているとの説明がありました。

参考人退席後、委員からは、2つの願意のうち医療費の助成制度に対するものは非常に理解でき

るが、バス運賃の割引をバス交通会社に働きかけるという点は、事実上、不可能と考えるとの意見がありました。

また、討論では、委員から、2つの願意のうち精神障害者に対する医療費の助成制度に関する部分は賛同するが、バス交通会社に対して割引をと市議会として働きかけることには賛成できないため、不採択とすべきと考えるとの反対討論がありました。

採決の結果、陳情第1号 精神障害者に身体・知的障害者同等の福祉サービスの適用を求める陳情書については、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された案件の審査経過及び結果についての報告を終わります。

○議長（君島一郎議員） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

14番、松田寛人議員。

〔建設経済常任委員長 松田寛人議員登壇〕

○建設経済常任委員長（松田寛人議員） 建設経済常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成31年第1回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、条例の制定及び一部改正案件5件、契約の締結に関する案件1件、計画に関する案件1件の合計7件であります。

これらの案件を審査するため、去る3月5日及び6日の2日間、第2委員会室において委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、産業観光部商工観光課所管の議案第20

号 那須塩原市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定について申し上げます。

委員から、条例を制定する趣旨は理解するが、那須塩原市としての独自性に欠けている。中小企業と小規模企業を支援していく姿勢を伺うとの質疑があり、執行部からは、新たな施策を講じ条例に実効性を持たせていくことが課題であるが、融資メニューに事業継承支援資金を追加するほか、財産権取得補助金などを新設した。今後どのような事業があるのか商工会との連携が必要であり、この条例をきっかけとして事業を組み立てていきたい考えであるとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、10年、20年先を見据えて中小企業を支援していくための条例という認識でよいかとの質疑があり、執行部からは、今後の方向性を示す第一弾として考えているとの答弁がありました。

また、討論では、反対とする委員から、条例に掲げた施策はこれまで取り組んでいるものが多く、那須塩原市の独自性がない。再度内容を検討して提案していただきたいとの討論があり、賛成とする委員からは、中小企業を支援する施策を進める上では非常に有効な条例であると判断できる。今後、那須塩原市の独自性をもっと加え、商工会と緊密な情報交換を行い、中小企業の現場のことを考慮しながら積極的に施策を進めていただきたいとの討論がありました。

挙手による採決の結果、議案第20号 那須塩原市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、上下水道部下水道課所管の議案第26号 那須塩原市農業集落排水事業条例の一部改正についてを申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員から質疑等はな

く、審査の結果、議案第26号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、生活環境部生活課所管の議案第32号 那須塩原市営駐車場条例の一部改正について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員から質疑等はなく、審査の結果、議案第32号については全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、建設部都市整備課所管の議案第33号 那須塩原市都市公園条例の一部改正について申し上げます。

執行部からの説明に対し委員から質疑等はなく、審査の結果、議案第33号については全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、上下水道部水道課所管の議案第34号 那須塩原市水道事業の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について申し上げます。

執行部からの説明に対し委員から質疑等はなく、審査の結果、議案第34号については全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、生活環境部環境対策課所管の議案第35号 契約の締結について申し上げます。

執行部からの説明に対し委員から質疑等はなく、審査の結果、議案第35号については全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、産業観光部農務畜産課所管の議案第40号 那須塩原農業振興地域整備計画について申し上げます。

委員から、アグリプラン及びミルクタウン戦略との整合性はとの質疑があり、執行部からは、本計画は5年ごとに見直しを行うものであり、アグリプランとミルクタウン戦略は、本計画と整合性をとって実行されているとの答弁がありました。

また、ほかの委員から、計画の見直しに当たり農業振興地域整備促進協議会と協議を行い制定していると思うが、協議会からどのような意見があったかの質疑があり、執行部からは、協議会からは、後継者対策を重点的に盛り込むべき、また地域ごとの特色に対応した内容としてはどうかという意見があったとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第40号 那須塩原農業振興地域整備計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された案件の審査の経過及び結果について報告を終わります。

○議長（君島一郎議員） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、庁舎建設検討特別委員長の報告を求めます。

26番、中村芳隆議員。

〔庁舎建設検討特別委員長 中村芳隆議員登壇〕

○庁舎建設検討特別委員長（中村芳隆議員） 庁舎建設検討特別委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成31年第1回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、議案第37号 那須塩原市新庁舎建設基本計画についてであります。

本案件を審査するため、去る3月8日、第4委員会室において委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります、報告に当たりましては各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

それでは、議案第37号 那須塩原市新庁舎建設基本計画について申し上げます。

委員からは、地質調査に関するボーリング柱状図等が掲載されているが、結果としては安定した

地盤であり、くいを打つ必要はないということでよいかとの質疑があり、執行部からは、現時点での判断としては、くいを入れる必要はないと考えているが、設計を検討する段階で再度検証する必要があると考えるとの答弁がありました。

また、委員から、当委員会の提言内容が掲載されているが、直接的にどの程度反映されたかの質疑があり、執行部からは、まず提言内容と計画書の内容にそごがないことを確認し、大きなそごがないことを確認している。また、提言内容の中には設計の段階で検討すべき具体的なものもあるので、それについては設計で検討していくという考えであるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第37号 那須塩原市新庁舎建設基本計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（君島一郎議員） 庁舎建設検討特別委員長の報告が終わりました。

以上で、各委員長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

初めに、議案第20号 那須塩原市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定について討論を許します。

17番、眞壁俊郎議員。

〔17番 眞壁俊郎議員登壇〕

○17番（眞壁俊郎議員） 議案第20号 那須塩原
市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制
定について、反対討論をいたします。

条例の意義は、市民の意識、価値観の多様化や
急速な社会経済状況の変化などを背景として、そ
れぞれの地域で抱える問題が異なるようになって
きております。国の立法で機動的かつ一律に対応
することが困難なケースがふえてきており、地方
創生の実現と地方自治の強化の必要性が強く求め
られております。それに伴い住民意識の向上と変
化などが相まって、住民から行政に対して広範で
多様な要望が出されるようになり、地方自治体は
地域の発展の中核を担う地域の総合的な主体とし
て積極的にそれらに対応していかなければなりま
せん。

このような状況において、地方自治体が政策的
な対応を行っていく場合にとり得る手段として条
例があります。少子・高齢化、人口減少社会にお
いて地方は日々衰退を続け、かつ地域間の競争は
ますます厳しさや激しさを増しております。那須
塩原市においても例外ではありません。そのよう
な状況を的確に捉え、地域の状況に対応した適切
な条例を制定し、住民の福祉向上、地域の発展を
目指した施策を展開しなければなりません。

中小企業・小規模企業の振興に関する条例制定
の県内状況は、平成27年12月に栃木県が制定し、
その後16市町が制定しております。那須塩原市を
含め制定予定が6市町で、未定が3市町となっ
ております。那須塩原市の条例制定は決して早いも
のではありません。県内他市町の条例の内容を確
認しましたが、本市の条例案である第1条、目的
から第13条、財政上の措置は、既につくられてい
る他市町の条例と構成や内容はほぼ同様となっ
ております。

常任委員会において条例議案の説明を受け、質

疑応答後に委員より議員間討議の申し出があり、
委員間で議論をいたしました。議論の中で、説明
を聞いていると、わざわざ条例を制定する意味が
あるのか、ただ単に条例を制定して体のいいよう
にただけにしか感じられない、他の市町がつく
ったから、ではうちもつくるという雰囲気にとれ
た、条例に魂が全く入っていないと感じた、地
元の中小・零細企業の現状というものをきちんと
市で調査研究がされ、それについて考えてつく
った条例には見えない、オリジナリティがないと、
ただ単につくっただけで絵に描いた餅ではないけ
れども、そんな条例なのかなと思う等の意見が出
されました。

現在、議会は議会改革を強く進めております。
議員間討議もその一環として取り入れたものであ
ります。執行部が提案する議案に追従するだけで
なく、住民の声をもとに議論を重ねて、責任を持
って判断するとともに、みずから政策立案できる
議会を目指しております。

この条例制定の趣旨は、中小企業の成長、発展
と小規模企業の事業の持続的な発展に向けて取り
組んでいくため、市を挙げて推進するため、条例
を制定するものであり、この趣旨は大いに賛成を
いたしますが、しかし、条例本文については他市
町に倣った形であり、那須塩原市の独自性、オリ
ジナリティを全く感じることはできません。また、
市が行う施策についても具体的な施策が明記され
ておらず、この条例に基づいて施策を展開するに
当たり、中小・小規模企業の要望や期待に応えら
れるか強く疑問を感じます。

そのようなことから、那須塩原市らしい独自性
のある条例を再度検討することを要望し、反対い
たします。

最後になりますが、行政、議会が互いに切磋琢
磨し、君島市長が常に言い続けた市民の皆様を第

一に考える、市民優先の市政運営を肝に銘じ、討論を終わります。

○議長（君島一郎議員） 15番、櫻田貴久議員。

〔15番 櫻田貴久議員登壇〕

○15番（櫻田貴久議員） 皆さん、おはようございます。今議会は非常に花粉症に苦しんでいますので、聞きづらい点がありましたらご迷惑をかけるので、よろしくお願いたします。

それでは、那須塩原市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定について、賛成討論を行います。

中小企業は人口の減少や少子・高齢化に伴う需要の縮小、物流の著しい変化などにより厳しい経営環境に置かれています。本条例の目的は、中小企業の振興に関する基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、振興に関する基本施策について定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ継続的に推進し、本市経済の発展及び市民生活の向上を図ることです。

本条例は、中小企業振興に関する基本的な考えを示す理念条例であるため、具体的な施策についてうたうものではありません。しかし、今後はこの理念に基づいて、市、商工会、金融機関等さまざまな関係機関との連携が強化されることや具体的な支援施策の実効性をより高めることの期待ができるものと考えます。

制定に関しては時期が遅いという考えもあるかもしれませんが、今だからこそ関係機関と協議を重ね、条例の制定のみならず具体的な支援策、例えば来年度から創設される中小企業、産業財産権取得補助金や市制度融資メニューへの事業継承、支援資金の追加等を含め検討を行ったと聞いており、関係機関との認識の共有や意識を高め合うことができたものと考えます。

中小企業へのさまざまな支援策に実効性、継続

性を持たせるためさらなる支援策の強化につなげるため、そして市を挙げて中小企業の振興を推進するためには、本条例はより有効的なものと考えます。また、本市の中小企業へのさまざまな支援には、より積極的に、また関係者との意見を強く反映することを要望し、今後の支援策の充実、そして本市経済のますますの発展を期待し、本条例の制定に賛成をいたします。

○議長（君島一郎議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第20号について、建設経済常任委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

採決いたします。

議案第20号 那須塩原市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定については、建設経済常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（君島一郎議員） 賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはありませんか。

表決漏れなしと認め、確定いたします。

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号及び議案第23号から議案第35号、議案第37号から議案第42号までの20件については討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

議案第38号 那須塩原市電子市役所計画について、総務企画常任委員長報告は修正して可決すべきものです。

ここで申し上げます。議案第38号について、委員長報告はお手元に配付しました修正案のとおり修正して可決すべきものであるため、2段階に分

けて採決いたします。

初めに、修正案の部分のみについて採決いたします。次に、修正案が可決された場合は、修正して議決をした部分を除く原案について採決いたします。修正案が否決された場合は、執行部提出の原案に戻って採決をいたしますので、あらかじめご説明いたします。

それでは採決いたします。

議案第38号 那須塩原市電子市役所計画についてに対する修正案について、総務企画常任委員長の報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号の修正案は可決されました。

次に、修正して議決した部分を除く原案について採決をいたします。

修正して議決した部分を除く議案第38号 那須塩原市電子市役所計画については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、修正して議決した部分を除く議案第38号は、原案のとおり可決されました。

議案第21号及び議案第23号から議案第35号、議案第37号及び議案第39号から議案第42号までの19件について、各常任委員長報告はいずれも原案のとおり可決すべきものです。

採決いたします。

議案第21号及び議案第23号から議案第35号までの条例の一部改正案件及び契約案件、議案第37号及び議案第39号から議案第42号までの計画案件についての19件については、各委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号及び議案第23号から議案第35号、議案第37号及び議案第39号から議案第42号までの19件については、原案のとおり可決されました。

次に、陳情に入ります。

陳情第1号については、討論の通告者がおりませんので討論を省略いたします。

陳情第1号について、福祉教育常任委員長は不採択とすべきものであります。

採決いたします。

陳情第1号 精神障害者に身体・知的障害者同等の福祉サービスの適用を求める陳情書について採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（君島一郎議員） 賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはありませんか。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時50分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

採決いたします。

陳情第1号 精神障害者に身体・知的障害者同等の福祉サービスの適用を求める陳情書について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

〔賛成者起立〕

○議長（君島一郎議員） 表決漏れはありませんか。

表決漏れはなしと認め、確定いたします。

起立少数。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

◇

◎議案第10号～議案第19号の

予算常任委員長報告、質疑、討
論、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第2、議案第10号から議案第19号の当初予算案件10件を議題といたします。

ただいま申しあげました議案10件については、予算常任委員会に付託してありますので、審査の結果を報告願います。

予算常任委員長、7番、齊藤誠之議員。

〔予算常任委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○予算常任委員長（齊藤誠之議員） それでは、予算常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成31年、第1回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、議案第10号から議案第19号までの平成31年度当初予算案件10件であります。これらの案件を審査するため、3月13日、市役所本庁舎303会議室において委員全員出席のもと、予算常任委員会全体会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査に当たりましては、私と2人の副委員長から各分科会における審査結果の報告を行い、その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その審査の経過と結果について申し上げます。

初めに、議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算について申し上げます。

討論で、委員から、保育園臨時職員配置費で4億2,000万円を計上しているが、本市保育士の

64%は臨時保育士であり1年ごとに再任用を繰り返している状態であり、希望者は本採用とすべきである。本市の保育士の配置と処遇は、臨時職員に依存した異常な事態であり、保育の質の確保の上からも大きな問題であるとの反対討論がありました。

また、別の委員から、（仮称）子育てコミュニティ広場管理運営費については、6月に子育てコミュニティ広場設置条例の制定を予定し、実施期間を5年間としている。この期間内で子育て広場についてコンセプトを定め、委託先の出先機関のような子育てコミュニティ広場の考え方ではなく、子育て中の家族に愛着を持って利用していただけるような機能の充実を図っていくことを強く要望した上で、平成31年度那須塩原市一般会計予算に賛成するとの賛成討論がありました。

起立による採決の結果、議案第10号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 平成31年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

討論で、委員から、2款保険給付費に88億1,849万8,000円が計上されているが、市は滞納による保険者資格証の取り上げをやめ、すべての世帯に保険証が届くよう市民に優しい市になるべきである。平成31年度の収納率を上げるためにも市民が払いやすい国民健康保険税の引き下げ、市民の暮らしの実態に合った土日の納税相談などをさらに強める必要があるとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第11号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 平成31年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

委員から、質疑及び討論はなく、採決の結果、

全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 平成31年度那須塩原市介護保険特別会計予算について申し上げます。

討論で、委員から、2款保険給付費で77億3,299万1,000円が計上されている。本市では施設入所が要介護認定3以上と認定された中でも217人の待機者がおり、昨年より24人増加している。入所を希望しながら入所できず生涯を閉じなければならぬような事態は許されない。国と市は、加入者が安心して介護保険を利用できるよう早急に施設を整備するべきであるとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第13号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 平成31年度那須塩原市下水道事業特別会計予算から議案第17号 平成31年度那須塩原市墓地事業特別会計予算までの特別会計予算4件について申し上げます。

委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 平成31年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算について申し上げます。

委員から、第3分科会の委員長報告の中で、不動産鑑定手数料70万円が土地の取得費43万円、補償費21万円より高い理由の質疑に対し、土地取得にかかわる手数料が35万円で、残りは企業が売買を予定している土地の適正な単価を求められた場合の鑑定費用と見込んでいるとの答弁があったとの報告があったが、その鑑定手数料について委員長報告以上の質疑等はなかったのかとの質疑があり、松田副委員長からは、金額を問題視する質疑はあったが、委員長報告で述べた以上の質疑等は

なかったとの答弁がありました。

採決の結果、議案第18号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第19号 平成31年度那須塩原市水道事業会計予算について申し上げます。

委員から質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（君島一郎議員） 予算常任委員長の報告が終わりました。

予算常任委員長の報告に対し質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、予算常任委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時07分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算について討論を許します。

18番、高久好一議員。

〔18番 高久好一議員登壇〕

○18番（高久好一議員） 皆さん、こんにちは。

18番、日本共産党の高久好一です。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算に反対する討論です。

市は、予算編成のキーワードを「未来に向けた選択」とし、中・長期的な展望に立って財政の健全性と持続性を維持していくため、事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、財政配分の効率化を図った予算として前年度比0.23%減の総額474億1,000万円としました。今回の予算で評価できる主なものは、小中学校のトイレの洋式化改修事業の継続と子ども医療の現物給付が中学校まで拡充されることです。今回も当初予算に反対することになりました。

反対する第1の理由は、3款民生費に保育園臨時職員配置費として、保育士、調理師、用務員費に昨年より2,000万円を増額した4億2,000万円を計上しています。市は再任用の職員をふやして保育士の負担軽減を図っているとしています。市の保育士の64%が臨時職員としていますが、この中に再任用の職員が入ります。1人7時間45分勤務としての換算の数字であり、実態は7割以上が臨時職員となっています。栃木県は53%と公表されており、改善を急がなければなりません。

市は、保育士の多様な働き方にこたえた勤務と強調しますが、職員のほとんどが1年ごとに再任用を繰り返しており、希望する人は本採用にして、安心して勤務に励めるようにすべきです。本市の保育士の配置と処遇は臨時職員に依存した異常な状態が継続されており、保育の質の確保の上からも大きな問題です。

公立保育園のあり方は、民間の認定こども園などのあり方にも大きな影響を与えます。深刻な保育士不足は保育所増設が進まない要因と入所待機児童の解消に向けた取り組みにも大きな影響を与えています。

反対する第2の理由は、入所待機児の問題です。

待機児童は29年10月1日の50人から30年10月1日には5人に減り、入所待ちの隠れ待機児童は129人から97人に、32人減ったとしています。市の努力がある一方、97人の隠れ待機児童の主な理由は、いわゆる行きたい保育園を指定しているというものです。市は既に民営化をさらに進める方針を表明していますが、保護者の半数以上が民営化を認めない決議を維持している保育所もあります。

保護者の近くの保育所で、公立保育所で育てたいという思いに沿うための努力を重ねるべきです。

反対する第3の理由は、13款使用料手数料に個人番号カード通知カード再交付手数料の44万6,000円があります。最初の交付は無料ですが、再交付には1枚500円がかかるそうです。単純に500円で割り算をすると、892人が再交付したことになります。本市の12月14日現在のマイナンバーの交付件数は1万3,386件、人口の11.35%ですが、交付取り下げ件数は1,056件あり、主な理由は死亡、転出、写真が不適切とされています。再交付した人は交付件数の7.23%に当たります。しまいなくしたでは、再交付が多過ぎます。マイナンバー交付にはメリットばかりでなくデメリットも記載した説明が必要です。

きょうは税申告の最終日です。多くの市民が申告に市役所に来ています。私も13日に何とか市役所で運転免許証を使って申告を済ませました。申告の待合室では、マイナンバーを取りに家に戻り取ってきた人、紛失したと思って再交付した人、探すのをあきらめて再交付した人は、「使うときがないからね」という声が聞かれます。

私のところに来た市役所の源泉徴収票、その半分には、「申告にはマイナンバーが必要です」と30行の文章にゴシックで16ポイントから8ポイントまでの5種類の大きさで12回記載されています。運転免許証やパスポート、保険証、障害者手帳、

年金手帳など13のうちいずれか1つの原本または写しの提出が必要ですよという表示は、一番小さい8ポイントで一度きりの記載です。市民はマイナンバーがなければ申告できないと受けとるのも無理はありません。待合室では、こうした声が多く聞かれました。こうした文書が再発行を多くしている要因とも思われます。委託か市役所の手づくりかわかりませんが、もっとわかりやすい記載に改めるべきです。

総務省や国税庁は、マイナンバーがなくても何ら不利益を被ることはないよ、こう表明しています。あわせてマイナンバーでは、12月議会で採択されたため今度の予算執行計画書や議案書には出てきませんが、個人番号事務系システム導入及び運用業務委託費として30年から36年の7年間にわたる一般会計、国保、介護、後期高齢者医療、合わせて7億4,557万2,000円が債務負担行為で予算の先取りが行われています。

個人番号は自治体と市民に際限のない負担を合わせ、医療や福祉を削減、抑制するための制度です。市は市民の福祉の向上に逆行する制度には国に廃止、撤退を要請するべきです。

予算編成には市民サービスを低下させず事務事業の見直し、市税等の自主財源の確保と多様な市民ニーズに応える福祉の向上を確保し、市民の暮らしとなりわいを守る那須塩原市本来の仕事ができるよう要望します。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算に反対する討論を終わります。

○議長（君島一郎議員） 6番、森本彰伸議員。

〔6番 森本彰伸議員登壇〕

○6番（森本彰伸議員） 6番、那須塩原クラブ、森本彰伸です。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

君島市長は、常日ごろから市民優先をモットーに、これまでも一貫した基本姿勢で市政運営を実施してまいりました。第2次那須塩原市総合計画前期基本計画の3年目を迎える平成31年度一般会計予算には、「人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」を実現するための多くの事業が予算化されています。

まず、重点プロジェクトとして産業の活性化による雇用の促進には、企業誘致事業費として前年度比6,000万円増額の8,000万円、産業団地造成事業特別会計には、前年度比4億4,000万円増額の6億9,000万円を計上しています。また、子育て環境の整備には放課後児童クラブ整備事業費に7,000万円増の2億4,000万円計上し、教育施設的环境整備に小学校施設整備事業費として1億1,000万円増の1億5,000万円、小学校体育館改築事業費として3億7,000万円増の3億9,000万円を計上しております。中でも子育て環境の整備には、仮称ではありますが、子育てコミュニティ広場に民間施設を借用し、買い物に来たついでに気軽に訪れることができる遊べるスペースと子育てに関する相談ができる窓口を確保することとしています。

そして、こども医療費については、現物給付対象年齢を15歳まで拡大するためにこども医療費助成費4億8,575万円を計上し、子育て環境の充実をさらに図っております。

今予算では事務事業推進のキーワードを「未来へ向けた選択」とし、これまで以上に必要性や有効性、費用対効果の視点から事業の選択を行い、既存事業の見直しを含めたスクラップ・アンド・ビルドを行っています。スクラップの部分では、事業の廃止、統合、縮減を行い、5,502万円の財源確保を図るなど健全財政の維持にも配慮し、一般会計の予算規模を前年度比1億1,000万円の減

となる474億1,000万円としています。

これらのことから、本市においては限られた財源を生かすために今後もより細部にわたる事務事業の見直しをしつつ、新たなプロジェクトにも対応できる予算の確保も考え、引き続き市民が安心して生活でき、人がつながり新しい力が湧きあがるまち 那須塩原の将来像の実現に向けて、各施策を力強く進めていく意思を感じます。

君島市長が最後まで市民のためを思い組み立てた新年度予算は、これまで以上の市民優先の施策の実現を実行できる内容となっております。新年度においても、これをもとに円滑な市政運営になることを願い、平成31年度一般会計予算に賛成の討論といたします。

○議長（君島一郎議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第10号について、予算常任委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

採決いたします。

議案第10号 平成31年度那須塩原市一般会計予算について、予算常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（君島一郎議員） 賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはありませんか。

表決漏れなしと認め、確定いたします。

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成31年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について討論を許します。

18番、高久好一議員。

〔18番 高久好一議員登壇〕

○18番（高久好一議員） 18番、日本共産党の高

久好一です。

議案第11号 平成31年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に反対する討論です。

本会計は、国民皆保険を支える国民健康保険の運営を目的に設置したものであります。平成31年度は、29年、30年の医療給付状況、保険事業納付金等を分析し、適切な保険運営のための予算を計上するものとあります。予算は、31年度被保険者数を前年度比5.2%減の2万9,977世帯とし、予算額は前年度比4.2%増の130億7,391万7,000円としています。

市町村国保がこんなに厳しくなった最大の要因は、国が国庫負担の50%を半分以下の24%まで引き下げてきたことにあります。栃木県の市町の収納率が悪いのは、栃木県内の保険料が高く、他の県に比べ県民への支援が少ないためです。国には国庫負担をもとに戻すよう、県には支援をふやすよう要請し続ける必要があります。

昨年、国民健康保険の財政運営が県に移り、インセンティブによる自治体同士を収納率で競わせる制度が強められる中、本市は資産割をなくし3方式としましたが、幾つかの市町は資産割を残しました。

こうした中で反対する理由の第1は、2款保険給付費の88億1,849万8,000円が計上されています。保険料滞納による資格証の発行、保険証の取り上げ問題があります。厚労省の2017年の県内市町別の国保滞納等の速報値が発表されています。それによると、資格証発行が10年連続ワースト1位の栃木県、那須塩原市の国民健康保険で最大の課題は、県内5位の保険証取り上げを直ちにやめ、市民に過酷な制裁で対応するのではなく、全ての世帯に保険証が届く市民に優しい市になるべきです。

31年度歳入の22.04%を占める保険税額28億8,153万5,000円の収納率を上げるためにも、市民

が払いやすい保険料引き下げ、市民の暮らしの実態に沿った土日の納税相談などをさらに強める必要があります。

県が30年3月に公表した国民健康保険の財政状況によれば、那須塩原市の2017年6月1日現在の保険証取り上げは660世帯で、県内で5番目に多い3.49%で、全国平均が1に対し、本市は3.49倍の取り上げが行われていることとなります。市民に過酷な保険証の取り上げは直ちに中止すべきです。県内では、那珂川町だけが取り上げを行っていませんが、全国の3分の1に当たるさいたま市などの自治体は、保険証の取り上げは行っていません。

全日本民主医療機関連合会の調べでは、経済的理由から保険証がなく、診療がおくれ死亡に至る事例が全国で77人と報告されています。この数字は、国が発表を行っていないため氷山の一角とされています。こうした死亡に至る事例の多くは、当事者個人の努力では解決することができない社会的につくり出された早過ぎる死であり、セーフティーネットからこぼれ落ちている実態を国が責任を持って明らかにし、至急なくさなければなりません。

反対する理由の第2は、6款財政調整基金の取り崩しによる繰入金金の扱いです。今回は昨年より3億円ふやし3億4,615万6,000円の繰り入れとなっています。こうした基金の取り崩しが適切なのか、9月の決算や補正予算である程度明らかになるとは思いますが、今議会の答弁の中でも、本市は保険料の引き下げが行われなかったために基金が積み増しされ、20億円に達するのではないかと思われます。前年も8億2,893万円の基金を取り崩したものの決算では13億1,982万円もの黒字が出ています。基金がたまるのは市民サービスが足りないか、保険料の取り過ぎかのどちらかです。基

金は市民から預かった大切な財産です。余ったら保険料引き下げ、市民に還元するのが道理です。

県は、昨年、都道府県下の発表で保険料の引き下げは13市町と据え置きが12市町と公表していません。保険料1人当たりで見ると、大田原市は8万8,677円で7,018円の引き下げ、那須町は9万9,087円で5,607円の引き下げ、本市は9万7,708円で108円下がっていますが、据え置きと公表されています。本市の国保財政は保険料だけでは賄い切れず、1億3,663万円の赤字になっており財政調整基金の取り崩しで穴埋めをしていると報告されています。しかし、高根沢町は8,091万円の赤字で、人口1人当たりになると那須塩原市の2.48倍の赤字額になりますが、保険料を4,216円引き下げています。

本市の国保財政は収納率が毎年上昇し続けていますが、他市町の上昇幅のほうが伸びています。本市の上昇幅が小さくなる状況が数年続いているということは、市民の負担が限界にきている証拠です。財政調整基金を市民優先に使い、保険料引き下げ、払いやすい保険料にし、那須塩原市全ての世帯に保険証が届くようにするべきです。収納率を引き上げるための制裁を強めるのではなく、きめ細かな相談体制を強め、市民の健康と命を守るという市本来の仕事ができるよう強く求めるものです。

議案第11号 平成31年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に反対する討論を終わります。

○議長（君島一郎議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第11号について、予算常任委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

採決いたします。

議案第11号 平成31年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について、予算常任委員長報告の

とおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（君島一郎議員） 賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはありませんか。

表決漏れなしと認めます。

確定いたします。

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成31年度那須塩原市介護保険特別会計予算について討論を許します。

18番、高久好一議員。

〔18番 高久好一議員登壇〕

○18番（高久好一議員） 18番、日本共産党の高久好一です。

議案第13号 平成31年度那須塩原市介護保険特別会計予算に反対する討論です。

31年度予算は、第7期那須塩原市介護保険事業計画の中間年に当たり、計画の着実な実現のための予算として、第1号被保険者数を30年度比2.5%増の3万1,423人とし、要介護認定者数を4,862人の5.9%としました。予算額は、30年度比6.3%増の84億1,325万円としました。

市長の市政方針では、高齢者福祉を実現するための生きがいサロンや高齢者能力開発事業を引き続き実施していくと書かれています。介護保険の国庫負担が少ないことから来る恒常的欠陥が健康弱者の生活と命を守る介護保障制度となり切れない状況を根本的に変えることが求められています。

反対する第1の理由は、深刻な入所待機者の問題です。2款保険給付費77億3,299万1,000円が計上されています。国の介護費用の削減と利用を抑制する政策が介護認定者を苦しめています。施設入所が要介護認定3以上と限定された中でも、本

市には217人の待機者がおり、昨年より24人ふえています。入所希望しながら入所できず、生涯を閉じなければならない事態は何としても避けなければなりません。

国と市は、加入者が安心して介護保険を利用できるように早急に施設を整備するべきです。第6期分の50人が収容できる介護施設がこの3月にできますが、2年の増加分がどうか確保される程度で待機者の増加には追いつかず、深刻な入所待機者がふえ続けます。

介護保険の68%を占める本市の要介護2以下の加入者を給付から外すという国の分母切りの計画案は、介護保険の父と言われる元老健局長でさえ介護保険は国家的詐欺と言われても弁解できないと述べているところです。

本市が行っている総合事業も担い手の確保が課題としています。全国では採算がとれないと総合事業から撤退する事業者が相次いでいます。市は国に抜本的な対策を要請することが急務です。

反対する第2の理由は、保険の滞納者に給付制限を行っており、31年3月6日現在で8人の方に給付制限を行っています。昨年より1人ふえました。1割負担の利用料を3倍支払わなければ利用できないペナルティーです。健康弱者の命と健康を守るための制度で、ペナルティーは人道上からも許されません。直ちに停止して、支払いや相談を強めるべきです。

高齢者や健康弱者が安心して暮らせる社会こそ誰もが安心して暮らせる社会につながります。いつまでも住みなれた場所で安心して暮らせるよう要支援者、要介護者の健康と暮らしを守る那須塩原市の本来の仕事ができるよう強く求めるものです。

議案第13号 平成31年度那須塩原市介護保険特別会計予算に反対する討論を終わります。

○議長（君島一郎議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第13号について、予算常任委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

採決いたします。

議案第13号 平成31年度那須塩原市介護保険特別会計予算について、予算常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（君島一郎議員） 賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはありませんか。

表決漏れなしと認め確定いたします。

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号及び議案第14号から議案第19号までの当初予算案件7件については討論通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

ただいまの7件については、予算常任委員長報告はいずれも原案のとおり可決すべきものです。

採決いたします。

議案第12号及び議案第14号から議案第19号までの当初予算案件7件については、予算常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号及び議案第14号から議案第19号までの7件については、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第3、議案第43号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○市長職務代理者副市長（片桐計幸） 議案第43号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）について提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料1ページから4ページでございます。

今回の補正予算は、国の補正予算に伴い、地域資源総合管理施設改修事業、農業用機械導入助成事業、小学校体育館改築事業及び小中学校トイレ洋式化改修事業に必要な経費について、予算措置を行うものであります。

補正予算の内容は、歳入では、議案資料3ページ、14款国庫支出金で、地方創生拠点整備交付金などの増により2億1,354万7,000円を追加し、同ページ、15款県支出金で、担い手確保・経営強化支援事業費補助金の増により7,905万2,000円を追加し、同ページ、21款市債で、小学校体育館改築事業に係る教育総務債などの増により3億2,100万円を追加するものであります。

歳出では、同ページ、6款農林水産業費で、中山間地域活性化事業費などの増により3億1,510万2,000円を追加し、同ページ、10款教育費では、小学校体育館改築事業費などの増により3億4,620万円を追加するものであります。さらに、歳入歳出を比較し4,770万3,000円の差額が生じるため、これを14款予備費で減額して調整するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ6億1,359万9,000円を追加し、平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を504億2,025万4,000円とするものであります。また、これらの歳入歳出予算

補正のほか、6件の繰越明許費補正を行うもの
あります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう
お願い申し上げます。

○議長（君島一郎議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 討論がないようですので、
討論を終結することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認め、討論を
終結いたします。

これより採決いたします。

議案第43号 平成30年度那須塩原市一般会計補
正予算（第7号）については、原案のとおり決す
ることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎議案第44号及び議案第45号

の一括上程、説明、質疑、討論、

採決

○議長（君島一郎議員） 次に、お諮りいたします。

日程第4、議案第44号 契約の締結について及
び日程第5、議案第45号 契約の締結についての

2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議
ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号及び議案第45号の2件を一
括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○市長職務代理者副市長（片桐計幸） 議案第44号
及び議案第45号の契約の締結についての2件につ
きまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

なお、両議案ともに、契約につきましてはJR
東北本線の軌道内等での作業となることから、東
日本旅客鉄道株式会社と随意契約により契約を締
結するものであります。

初めに、議案第44号について申し上げます。

議案書2ページ、議案資料5ページでございま
す。

本案につきましては、市道旧川西2号線橋りよ
う修繕工事業務委託の契約の締結について、議会
の議決を求めるものであります。

本工事は、道路法に基づく点検の結果、東北本
線にかかる跨線橋について、早期の修繕が必要で
あることから行うものであります。

工事の概要は、平成30年度から平成33年度まで
の4年間で、160.1mの橋りょうの傷んだ部材の
交換や再塗装などの修繕工事を行うものでありま
す。

次に、議案第45号について申し上げます。

議案書3ページ、議案資料6ページでございま
す。

本案につきましては、市道豊浦佐野線、佐野開
墾踏切道拡幅工事業務委託の契約の締結について、
議会の議決を求めるものであります。

本工事は、市道豊浦佐野線の佐野開墾踏切が踏

切道改良促進法に基づく法指定箇所となっており、平成32年度までに歩行者の安全確保を目的とした対策が必要であることから行うものであります。

工事の概要は、平成30年度から平成32年度までの3年間で、踏切延長12mの区間を車道と歩道に分離する拡幅工事を行うものであります。

以上の2件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（君島一郎議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第44号及び議案第45号の契約案件2件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号及び議案第45号の2件については原案のとおり可決されました。



◎報告第7号～報告第9号の一括

上程、説明

○議長（君島一郎議員） 次にお諮りいたします。

日程第6、報告第7号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕から日程第8、報告第9号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕までの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、報告第7号から報告第9号までの3件を一括議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

○市長職務代理者副市長（片桐計幸） 報告第7号から報告第9号までの3件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したものでありますので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

初めに、報告第7号について申し上げます。

議案書4ページから5ページ、議案資料はございません。

本件につきましては、平成30年1月5日、那須塩原市上中野地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手側車両が市道島方芝中線を走行していたところ、路肩の舗装はがれた部分にタイヤが落ち、左前輪のホイールを破損したものであります。

両者協議の結果、市側50%、相手側50%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金5,940円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第8号について申し上げます。

議案書 6 ページから 7 ページ、議案資料はございません。

本件につきましては、平成30年 9 月 24 日、那須塩原市百村地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手側車両が市道細竹穴沢線を走行していたところ、道路上の穴にタイヤが落ち、右前輪のタイヤとホイール及び右後輪のホイールを破損したものであります。

両者協議の結果、市側50%、相手側50%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金 2 万 9,862 円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

最後に、報告第 9 号について申し上げます。

議案書 8 ページから 9 ページ、議案資料はございません。

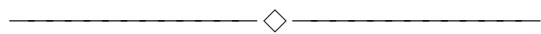
本件につきましては、平成31年 1 月 7 日、那須塩原市一区町地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手側車両が市道一区町347号線を走行中、対向車線を避けるために路肩に寄ったところ、舗装面と路肩との段差にタイヤが落ち、左前輪を破損したものであります。

両者協議の結果、市側30%、相手側70%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金 5,100 円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上 3 件につきましてご報告申し上げます。

○議長（君島一郎議員） 報告が終わりました。



◎発議第 1 号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第 9、発議第 1 号 那須塩原市議会取組実行計画についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、24 番、吉成伸一議員。

〔議会運営委員長 吉成伸一議員登壇〕

○議会運営委員長（吉成伸一議員） 発議第 1 号 那須塩原市議会取組実行計画について提案理由の説明をいたします。

本市議会は、議会の最高規範である那須塩原市議会基本条例に基づき、市民の負託にこたえる議会の実現に向け、議会の見える化、開かれた議会、議会改革の活動を通じて、市民意見の市政反映に取り組んでまいりました。条例制定から 5 年が経過した平成29年 7 月から昨年 9 月にかけて 1 年以上の時間を費やし、議会基本条例の全条項の検証を行いました。検証結果については、昨年 9 月定例議会において報告書を提出させていただきました。

検証では、第三者機関による外部評価を導入し、客観的な視点による評価が加えられています。第三者機関から 5 つの具体的な提言をいただきました。議会活動全体のアウトカムにかかわる課題が明らかとなったことから、この提言を生かし、今後の検証を定期的に行うための評価シートを作成するとともに、これまで以上に市民の負託にこたえる議会の実現を確かなものにするため、活動の羅針盤として取組実行計画を策定したものであります。

以上の経緯を踏まえ、発議第 1 号 那須塩原市議会取組実行計画を上程するものであります。

議員各位におかれましては、本趣旨をご理解の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（君島一郎議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 討論がないようですので、
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認め、討論を
終結いたします。

これより採決いたします。

発議第1号 那須塩原市議会取組実行計画につ
いては、原案のとおり決することで異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎発議第2号の上程、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第10、発議第
2号 議員の派遣についてを議題といたします。

発議第2号については、那須塩原市議会会議規
則第167条の規定により、お手元に配付のとおり
議員を派遣したいと思いますが、ご異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） あわせまして、日程、場
所等に変更が生じた場合の取り扱いについては、

議長に一任することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

—————◇—————

◎市長職務代理者副市長挨拶

○議長（君島一郎議員） 以上で平成31年第1回那
須塩原市議会定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり、副市長から挨拶があります。

副市長。

〔市長職務代理者副市長 片桐計幸登壇〕

○市長職務代理者副市長（片桐計幸） 平成31年第
1回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、
一言ご挨拶を申し上げます。

平成最後となります今定例会におきましては、
入院中でありました市長にかわり開会日当日から
私に対応をさせていただき、議員の皆様の大変な
ご理解とご協力を賜ったところでございます。
大変ありがとうございました。

しかしながら、去る3月9日、ご本人の思い、
我々の願い届かず君島寛市長がご逝去されました。
君島市長は、那須塩原市長として3年以上の間、
常に市民が主役であること、市民が優先であるこ
とを基本として、市民の皆様を第一に考える市政
運営を行ってまいりました。

昨年末に体調を崩され病床に伏している間も、
そのお姿は気概に満ち、一刻も早く公務に復帰し、
市民の誰もが暮らしやすいまちをつくり上げるこ
とに思いをはせておられました。

この議場にて議員の皆様との熱くも優しさにあ
ふれた答弁のやりとりや市民一人一人に対し、市
政運営方針を通じて本市の未来を語りかけていた

あのお姿は二度と見る事がかなわないとは、残念でなりません。

君島市長の突然の訃報には、議員の皆様を初め市民の方々にも大きな驚きと深い悲しみが生じていることと存じます。また、私を初め市職員につきましても、いまだ戸惑いと悲しみを隠せない状況でございます。しかしながら、志半ばで亡くなられた君島市長の思いにこたえるためにも、そして理想としていたまちづくりを実現するためにも、これからも職員一同日々全力で職務に当たり、歩みを進めていかなければなりません。

さて、改めまして去る2月22日から本日までの22日間にわたり開催されました第1回市議会定例会も、本日閉会の運びとなりました。この間、議員の皆様方には平成31年度那須塩原市一般会計予算を初めとする各会計予算、平成30年度各会計の補正予算、条例の新規制定や一部改正、那須塩原市新庁舎建設基本計画を初めとする各計画の策定などの案件のほか、本日の追加案件6件を含めました計56件の案件につきまして慎重にご審議をいただき、それぞれご決定を賜りました。誠にありがとうございます。

特に那須塩原市新庁舎建設基本計画につきましては、君島市長から、新庁舎建設は副市長の特命事項と指示を受けておりましたので、ひとしお感慨深いものがございます。

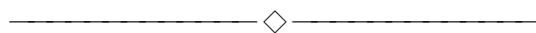
また、一部の計画案件につきましては、議会から修正案が提出されましたことは真摯に受けとめまして、今後の市政運営に努めてまいりたいと考えております。あわせまして、議案審議の過程や会派代表質問及び市政一般質問の場におきまして、皆様からご提示いただきましたご意見等につきましては、今後、十分に検討させていただくとともに、できることから取り組みを進めてまいりたいと考えております。

結びになりますが、「時代時節」との言葉がございます。日々その瞬間にはその時々の流れが存在するという意味でありますが、市長の突然の逝去、平成という時代の終えんなど、本市を取り巻く時流にも大きな変化が生じております。今までに培った経験を生かしながら時の流れを的確に把握するとともに、これまで同様に市民に寄り添い、また市民の期待には確実にこたえられるよう、今後も君島市長が目指した市民優先の市政運営に取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、さらなるご理解とご協力を賜りますよう改めましてお願い申し上げます。平成31年第1回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（君島一郎議員） 副市長の挨拶が終わりました。



◎閉会の宣告

○議長（君島一郎議員） 閉会に当たり、私からもご挨拶申し上げます。

去る2月22日から22日間にわたり開会されました平成31年第1回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案にご協力いただき、ここに全議案の審議を終了することができました。各位のご協力に対し、心から御礼を申し上げます。

市執行部におかれましては、本審議の過程の中で各議員から出されました意見、要望等を十分に検討し、今後の市政運営に反映されますよう要望いたすところであります。

本定例会中の去る9日、病气療養中でありました君島市長がご逝去されました。ともに市民生活

の向上に取り組んできた君島市長を失ったことは、我々議員一同にとっても痛恨の極みであります。改めましてご家族、ご親族の皆様にご挨拶を兼ねてお悔やみを申し上げますとともに、君島市長のご冥福を心よりお祈りいたします。

さて、本定例会に出席されております稲見建設部長、宇都野塩原支所長を初めとして16名の職員の皆様がこの3月をもって退職されるとお伺いしております。退職される皆様には、長きにわたり本市の発展と市民福祉の向上のためにご尽力をいただき、議員を代表して心から感謝を申し上げます。また、皆様の議会に対する誠実な対応につきましても、重ねて感謝申し上げます。これから第二の人生を歩まれる皆様に幸多きことを祈念するとともに、今後も本市の発展のためにご支援くださいますようお願いを申し上げます、退職を迎える皆様への送別の言葉といたします。

それでは、これをもちまして本定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時02分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成31年3月15日

議 長 君 島 一 郎

署 名 議 員 眞 壁 俊 郎

署 名 議 員 高 久 好 一